

議案第 2 1 号

**東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について**

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例

東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東近江市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

10 市長	東近江市心身障害者社会参加促進及び重度障害児（者）移動支援事業実施要綱（平成27年東近江市告示第506号）による心身障害者社会参加促進及び重度障害児（者）移動支援に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	東近江市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業要綱（平成26年東近江市告示第168号）による補聴器の購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の部中「就労自立給付金の支給に関する情報」の次に「（以下「生活保護関係情報」という。）」を、「その算定の基礎となる事項に関する情報」の次に「（以下「地方税関係情報」という。）」を加え、同表21の部を同表23の部とし、同表中「

20 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
-------	---	---

」を「

22 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

」に改め、10の部から19の部までを2部ずつ繰り下げ、9の部の次に次のように加える。

10 市長	東近江市心身障害者社会参加促進及び重度障害児（者）移動支援事業実施要綱による心身障害者社会参加促進及び重度障害児（者）移動支援に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	東近江市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業要綱による補聴器の購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。